

政令第三百十八号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の三及び第一号の六中「第二号フ」を「第一号の二、第二号フ」に改める。

別表第二の三第一号の次に次の一号を加える。

一の二 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前号に掲げる貨物を除く。）

イ 軍用の化学製剤の原料となる物質並びに軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質及びその原料となる物質

ロ 次に掲げる貨物であつて、軍用の化学製剤の製造に用いられる装置並びにその部分品及び附属装置

(1) 反応器

(2) 貯蔵容器

- (3) 熱交換器及び凝縮器
 - (4) 蒸留塔及び吸収塔
 - (5) かくはん機
 - (6) 弁
 - (7) ポンプ及びその部分品
 - (8) 局所排気装置
 - (9) 化学物質の分析又は検知に用いられる装置並びにその部分品及び附属装置
 - (10) 電解槽及びその部分品
 - (11) 圧縮機
- ハ 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の製造に用いられる装置及びその部分品
- (1) 物理的封じ込めに用いられる装置及びその部分品
 - (2) 発酵槽
 - (3) 遠心分離機

(4) 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置

(5) 核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置

別表第二の三第二号中「前号」を「前二号」に改め、同表第二号の二中「前二号」を「前三号」に改め、同表第三号中「前三号」を「前各号」に改める。

附 則

この政令は、令和四年十月七日から施行する。

理由

国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、ロシアを仕向地とする軍用の化学製剤の原料となる物質等の輸出について承認を要することとする必要があるからである。